

議案第36号

富士見市税条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

平成29年5月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市税条例の一部を改正したいので、地方自治法  
第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市税条例の一部を改正する条例

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(3) 附則第10条の2中第17項を第19項とし、第16項の次に2項を加える改正規定（同条第18項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富士見市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固

定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第10条の2第17項の規定は、平成29年4月1日以後に補助を受ける地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第44項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（富士見市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 富士見市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「富士見市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	富士見市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第9号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円

附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) a の項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円